

青森県子育て世帯臨時特別給付金のご案内

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します。

青森県では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で給食費や食材料料費等の物価高騰に直面する子育て世帯を支援するため、0歳から18歳までの児童を養育する県内在住の支給対象の皆さまに「児童1人当たり2万5千円の一時金」を支給することとしました。

1. 支給対象者

次に記載する児童の保護者等のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。(児童手当(本則給付)受給者もしくはそれに準ずる対象者)

①令和4年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童

②令和4年9月30日時点で高校生等(平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合)

③令和4年9月30日までに生まれた児童手当(本則給付)支給対象となる児童(新生児)

※平成16年4月2日から令和4年9月30日までに生まれた児童が対象です。

2. 給付額

対象児童1人につき、2万5千円です。

3. 支給時期

対象の方には、10月から順次支給を開始します。

詳しい支給時期については、東通村のホームページで随時お知らせします。

(裏面記載の窓口までお問い合わせください。)

4. 申請方法

①令和4年10月分の児童手当(本則給付)を受給する方は原則申請不要です。給付金のご案内・希望しない場合等の届出書を送付しますので給付を希望しない場合のみ、必要事項を記入の上、返送してください。

②令和4年9月30日時点で高校生等の児童の保護者や公務員については、申請が必要です。給付金のご案内・申請書等を送付しますので、必要事項を記入の上、令和4年12月31日(当日消印有効)までに返送してください。

裏面に続きます。

5. 支給方法

①児童手当（本則給付）を受給している受給者及び一部の高校生や新生児の保護者

令和4年10月支給時の児童手当（本則給付）を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。

②支給申請を行った方については、申請書で指定した口座に振り込みます。

※指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、青森県子育て世帯臨時特別給付金が支給されませんので、令和4年12月末までに必ずご対応をお願いします。

Q. 子どものみが青森県内に居住しています。給付金の対象になりますか？

A. この給付金は、青森県内で支給対象児童を養育している方に給付することとされていますので保護者の方が県外在住の場合、支給対象になりません。

Q. 他県で児童手当（本則給付）を受給しており、9月中に県外から青森県内に引っ越してきました。給付金の対象になりますか？

A. 支給対象となります。申請手続き等については、児童手当に係る住所変更手続きの際にお伝えします。事前に確認したいことがあれば、下記の窓口にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに青森県内に避難していますが、どうなりますか？

A. 東通村からの令和4年9月分の児童手当の支給対象となる場合（高校生等の場合は、これに準ずると認められる場合）、給付金の支給を受けることができますのでなるべく早くご相談ください。

なお、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせ

東通村役場 健康福祉課 福祉グループ

〒039-4222 東通村大字砂子又字里17番地2

電話：0175（28）5800

「青森県子育て世帯臨時特別給付金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに東通村から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに東通村の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。